

組合Q&A

通常総会

総会の性格

総会は、組合員全員をもって構成され、適法に招集された組合員が、議決の方法により組合の意思を決定する組合最高の意思決定機関である。

また、総会は、一定の法的要件を具備して開催されてはじめて成立し、会議の終了と同時に消滅するものであり、常置機関ではない。

この一定の法的要件とは、中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律及びそれらの法律によって適法に作成された組合の定款に記載された方法、すなわち総会の招集手続き、議決の方法等をいうものであり、これらの要件は、組合組織の民主性を確保するために設けられたものにはならない。

総会の種類

■通常総会

代表理事によって毎事業年度1回必ず定期的に招集される総会で

あり、この総会で代表理事は、少なくとも決算関係書類（事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案または損失処理案）を監事の意見書とともに提出して、その承認を受けなければならない。

■臨時総会

通常総会以外に必要なに応じて招集される総会。

以下、通常総会を中心に述べる。

総会の招集

■時期

法には「定款の定めるところにより毎事業年度1回招集しなければならない」という規定以外に定めがないので、通常は（法人税の確定申告の期間に対応し）定款で、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催することと定めている。

■招集者

通常総会の招集者は代表理事であるが、招集は理事会の議を経て行わなければならない。

■招集手続き

総会の招集は、会日の10日前までに会議の目的たる事項（議案）を示し、定款に定められた方法にしたがって通知しなければならない。

い。この開催通知には、議案のほか、会議の日時、場所を付記し、さらに組合員に書面及び代理人による議決権の行使が認められている関係上、できるだけ決算関係書類等の資料も添付すべきである。なお、総会招集の手続きの概要は、次のとおり。

①事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案または損失処理案、そのほかの議案を作成②理事会を開催し、総会開催及び議決事項を審議③開催通知は、その会日から10日前までに組合員に到達するように組合員名簿に記載されている住所にあてて発信④決算関係書類は、通常総会の会日の1週間前までに監事に提出するとともに、主たる事務所に備え付け、組合員の閲覧に供す⑤事業計画、事業方針等の重要方針については、総会開催の通知の際に資料を同封する等、前もって組合員に対し周知徹底を図るようにする⑥総会の円滑を期するため、役員をもつて総会運営打ち合わせ会を開き遺漏なきよう準備する。

総会の成立と議決

■定足数

総会は、適法な招集手続きを経たうえで、出席した組合員が定足数を満たしてはじめて成立する。これらの要件は、総会の議決が有効になされるための前提条件である。

総会の定足数は、特別議決を要する事項については総組合員の2分の1以上の出席が法に規定されている。そのほかの議決事項についてははとくに定めはないが、多くの組合では、定款で2分の1以上の出席が定められている。

■議決権及び選挙権

組合員は、出資口数の多寡、事業規模の大小等に関係なく、議決権、選挙権は平等に1個与えられている。なお、総会の議長は議決権の行使は認められていない（協業組合には例外あり）が、特別の利害を有する組合員については議決権の行使が認められている。

選挙権は、総会における選挙の投票権である。

総会の議決権、選挙権については書面または代理人をもつて行使することもできる。これらによって議決権及び選挙権を行使する者も、出席者の数に入れられる。

■議長

総会が成立すれば次第にしたがって議事を進めることになるが、そのためにはまず議長の選任が必要となる。議長は総会において、原則として出席した組合員または組合員である法人の役員の中から選任する。

議長は、組合員として総会の議決に加わることはできず、さらに議長は自分の代理人をして議決権を行使することも、ほかの組合員の代理人となることもできないが、普通議決事項において可否同数の場合は、議長に可否の決定権が与えられている。また、議長の選挙権は剥奪されていない。

■議決の方法

議決の方法には、普通議決と特別議決の2種類がある。普通議決とは出席者の過半数でこれを決し、特別議決は組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数により決するところの議決方法である。

また、選挙については組合員1人1票の無記名投票を原則とするが、これ以外の事項については定款の定めるところによる。さらに出席者全員が賛同すれば指名推選

の方法によって選挙を行うことができる。(協業組合には例外あり)

■議決事項

総会の議決事項には、法定議決事項と任意議決事項とがあり、法定議決事項は総会が組合の最高意思決定機関であることから、必ず総会の決議を要すると、法によって定められた事項で協同組合の主なものとは次のとおり。

- ①定款の変更②規約の設定、変更または廃止③毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定または変更④経費の賦課及び徴収方法⑤組合員の除名⑥役員の変更請求の同意⑦決算関係書類の承認⑧会社への組織変更⑨組合の解散⑩組合の合併⑪清算人の選任⑫借入金残高の最高限度⑬1組合員に対する貸付(手形割引を含む)または1組合員のためにする金融機関に対する債務保証の残高の最高限度⑭組合員の事業に関する債務保証の残高の最高限度⑮1組合員のためにする組合員の事業に関する債務保証の残高の最高限度⑯役員報酬⑰過剰金⑱加入金⑲剰余金の配当

■緊急議案

総会の議案は、原則として総会招集通知にあらかじめ記載された

事項についてだけ議決することができるが、定款に「緊急議案を採用することができる」旨規定してある場合には、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

この場合、除名あるいは役員のリコールのように、事前に一定の手続きを要する事項は緊急議案で議決することができない。さらに定款の変更及び解散など特別議決を求められている事項や役員選挙等の重要案件は、緊急議案になじまず、これを強行すれば組合内の紛争の火種になりかねないので、厳に避けるべきである。

総会終了後の処理事項

- ①議事録の作成②行政庁への決算関係書類の提出③税務署に対する確定申告書の提出④登記⑤欠席組合員への通知

市町村合併に伴う定款変更

千葉県では、「平成の大合併」でこれまでに、野田市(関宿町を編入)、鴨川市(天津小湊町と合併)、柏市(沼南町を編入)、いすみ市(夷隅町、大原町、岬町が合併)、匝瑳市(八日市場市と野栄

町が合併)、南房総市(富浦町、富山町、三芳村、白浜町、千倉町、丸山町、和田町が合併)、成田市(下総町、大栄町を編入)、香取市(佐原市、山田町、栗源町、小見川町が合併)、山武郡横芝光町(横芝町、光町が合併)、山武市(成東町、山武町、蓮沼村、松尾町が合併)が誕生し、市町村数は昭和時代の80から56に移行した。

このことに伴い組合定款の第2条「名称」、第3条「地区」及び第4条「事務所の所在地」の変更が必要になる組合がでてくる。このことで、直ちに定款変更を行う必要はないが、次の通常総会の議案に上程し、変更することが望ましいといえる。

なお、市町村合併により、「名称」又は「地区」若しくは「事務所所在地」の変更があつた場合に、変更登記をしなければならな

■問合せ先

詳細は、本会指導相談室又は銚子若しくは松戸支所へお問い合わせ下さい。(TELは5ページ参照)